

検査実施料新設のお知らせ

(管理番号:17-0054)
(2017年4月 C-01)

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発0331 第10号」により下記の検査項目に検査方法の追加が通知されましたのでご案内いたします。

敬白

記

■ 測定方法が追加された検査項目

検査項目	保険点数
ヒト精巢上体蛋白4	200点

▼ 詳細内容

検査項目	ヒト精巢上体蛋白4
保険点数	200点
判断料	生化学的検査(Ⅱ)判断料 (144点)
診療報酬点数表区分	D009 腫瘍マーカーの22
備考	<p>ヒト精巢上体蛋白4</p> <p>ア. ヒト精巢上体蛋白4は、区分番号「D009」腫瘍マーカー「22」CA130の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ. 本検査は、区分番号「009」腫瘍マーカーの注1および注2の規定に準ずる。</p> <p>ウ. 本検査は、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して検査を行った場合に、悪性腫瘍の診断の確定又は転帰の決定までの間に1回を限度として算定する。</p> <p>悪性腫瘍の診断が確定し、計画的な治療管理を開始した場合、当該治療管理中に行った本検査の費用は区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料に含まれ、本検査は、区分番号「B001」特定疾患治療管理料の「3」悪性腫瘍特異物質治療管理料と同一月に合わせて算定できない。</p> <p>エ. 本検査は、CLIA法により測定した場合に算定できる。</p>

■ 適用日 2017(H29)年 4月 1日 から適用



(株)四国中検

香川 TEL(087)877-0111 松山 TEL(089)955-7600
高知 TEL(088)883-5535 徳島 TEL(088)665-3125